

指宿市子ども医療費助成条例（平成18年指宿市条例第91号）による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	指宿市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	指宿市子ども医療費助成条例（平成18年指宿市条例第91号）による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		指宿市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 指宿市子ども医療費助成条例（平成18年指宿市条例第91号）による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第1条	指宿市子ども医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子どもの健康の保持と健やかな育成を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		指宿市子ども医療費助成条例指宿市子ども医療費助成条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	指宿市子ども医療費助成条例第5条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	指宿市子ども医療費助成条例第5条第1項の規定による受給資格者の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号イ	指宿市子ども医療費助成条例第2条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ	指宿市子ども医療費助成条例施行規則第2条第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	指宿市子ども医療費助成条例施行規則第2条第1号及び第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
--	---------	-----------

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	指宿市子ども医療費助成条例第5条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	指宿市子ども医療費助成条例第5条第2項の規定による受給資格者の登録事項の変更の認定に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号イ	指宿市子ども医療費助成条例第2条第2項第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ	指宿市子ども医療費助成条例施行規則第2条第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ニ	指宿市子ども医療費助成条例施行規則第2条第1号及び第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号	指宿市子ども医療費助成条例第7条及び第8条並びに同条例施行規則第7条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務	指宿市子ども医療費助成条例第7条及び第8条並びに同条例施行規則第7条の規定による支給の調整に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号1	指宿市子ども医療費助成条例第2条第3項第1号及び第7条第2項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報	健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号2	指宿市子ども医療費助成条例第2条第3項第2号及び第7条第2項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報	船員保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号3	指宿市子ども医療費助成条例第2条第3項第3号及び第7条第2項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号4	指宿市子ども医療費助成条例第2条第3項第4号及び第7条第2項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号5	指宿市子ども医療費助成条例第2条第3項第5号及び第7条第2項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

特定個人情報6

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項3号6	指宿市子ども医療費助成条例第2条第3項第6号及び第7条第2項
②情報提供者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による保険給付の支給に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項4号	指宿市子ども医療費助成条例第5条第2項
②事務の内容	児童福祉法施行規則第七条の九第三項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務	指宿市子ども医療費助成条例第5条第2項の規定による登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項4号	指宿市子ども医療費助成条例施行規則第2条及び第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2017年08月23日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例 に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	